

第八十回 参議院建設委員会會議録第二号

昭和五十二年二月五日(土曜日)
午後一時十六分開会

委員の異動

一月十二日
委員中村波男君は公職選挙法第九十条により退職者となった。
補欠選任
一月二十八日
栗原 俊夫君

委員の異動

一月二十九日
栗原 俊夫君
補欠選任
赤桐 操君

委員の異動

一月三十一日
増田 盛君
補欠選任
塚田十一郎君

委員の異動

二月二日
竹田 四郎君
補欠選任
栗原 俊夫君

委員の異動

一月三十一日竹田四郎君委員長辞任につき、その補欠として小谷守君を議院において委員長に選任した。

委員

出席者は左のとおり。
委員長 小谷 守君
理事 石破 二郎君
赤桐 操君
委員 遠藤 要君

堀内 俊夫君
望月 邦夫君
栗原 俊夫君
矢原 秀男君
上田耕一郎君
三治 重信君
委員以外の議員
議員 竹田 四郎君
政府委員 建設大臣官房長 栗原 敏信君
事務局側 常任委員会専門員 森 一衛君

○理事の辞任及び補欠選任の件
本日の会議に付した案件

○委員長(小谷守君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。
去る一月三十一日の本会議におきまして建設委員長に選任されました小谷守でございます。

皆様の御協力を得まして、この職責を全うしてまいりたいと思存いたします。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(小谷守君) この際、竹田前委員長から発言を求められておりますので、これを許します。竹田前委員長。

○委員以外の議員(竹田四郎君) 今回、都合によりまして、任期の途中ではございましたけれども、建設委員長を辞職いたしました。在任中皆さんに大変御支持、御協力をいただきました。ありがとうございます。ひとつ今後ともよろしくお願いを申し上げます。

後任者の小谷委員長は私以上にベテランでございますので、みごとな委員長としての職責を果たされるだろうと思存いたします。それを私は期待いたしまして、今後ともひとつよろしくお願いしたいと思存いたします。(拍手)

○委員長(小谷守君) 委員の異動について御報告いたします。

去る一月十二日、中村波男君が議員を辞職したことに伴い、その補欠として栗原俊夫君が選任されました。

また、増田盛君、竹田四郎君、上條勝久君及び坂野重信君が委員を辞任され、その補欠として園田清光君、赤桐操君、土屋義彦君及び石破二郎君がそれぞれ選任されました。

○委員長(小谷守君) 理事の辞任についてお諮りいたします。

中村波男君及び沢田政治君から、文書をもつて、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小谷守君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

ただいまの理事の辞任及び委員異動に伴い、理事が三名欠員となっております。この際、その補欠選任を行いたいと思存いたします。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小谷守君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。理事に石破二郎君、土屋義彦君及び赤桐操君を指名いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時十八分散会

二月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和五十年における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十年における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十年における道路整備費の財源の特例等に関する法律(昭和五十年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

題名中「昭和五十年」の下に「及び昭和五十年」を加える。

第二項中「第二号を除く。」の下に「控除した額」とあるのは、「控除した額」及び当該年度の前年度の揮発油税等の収入額の予算額が同年度の揮発油税等の収入額の決算額に不足するときの当該不足額の合算額」とを加える。

本則に次の一項を加える。

3 昭和五十二年における道路整備緊急措置法第三条の規定の適用については、同条第一項中「次の各号」とあるのは、「次の各号(第二号を除く。)」とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

二月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、街路事業の促進に関する請願(第一〇号)

第一〇号 昭和五十二年一月十三日受理
街路事業の促進に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議

会議員 熊本強

終介議員 加藤 武徳君

一、街路事業の促進を図るため、建設省都市局所
管街路事業費の大幅な増額を図ること。

二、街路用地として先行取得している用地の再取
得に当たっては、別わくを設けてこれを行い、
街路事業の促進を図ること。

理 由

街路整備には、用地補償費等多額の経費を必要と
し、本県においては現在計画決定されている街路の
整備のみでも今後少なくとも三千億円以上の投資
が必要と推算されるが、最近五箇年間の投資額は
年平均約二十八億円となっており、このままの状態
では現計画を完成するまでに今後百年以上を要す
ことになる。また、街路用地として先行取得し
ている用地が約四十九億円に達しているが、早期
再取得等の観点から、毎年街路事業費中に占める
用地再取得費の比率は三割以上となっており、こ
れが事業の促進を阻害する大きな要因となつてい
る。